

No.	質問・意見	回答
1	<p>(1) 自治体経営改革 ① 総合計画のあり方の検討</p> <p>市長のマニフェストの実行性はもちろんですが、マニフェストにより選挙が行われたことと市民ニーズのずれも多分にあるかと思われます。市民ニーズの再確認を（市場調査）マニフェストと整合性があるよう調整してはいかがでしょうか。</p>	<p>【市政戦略課】</p> <p>総合計画については、昨年8月に地方自治法の一部が改正され、議会の議決を経て基本構想を定める規定が削除されました。これは、今後、自治体ごとに基本構想の策定の必要性や手続きなどを決めていくことが望ましいとの地域主権改革の趣旨によるものです。また、マニフェスト型選挙が急速に広まる中、選挙により市民から負託を受けた市長が掲げるマニフェストと総合計画との整合をどのように図っていくのかという問題も解決しなければなりません。このため、外部の有識者を交えた自治体経営戦略会議において検討を進め、平成24年度中に方向性を示していきたいと考えております。</p>
2	<p>(1) 自治体経営改革 ③ 職員の定員管理の適正化</p> <p>言葉としての理解はできるが、適正化、活用、適正化見直しと抽象的な言葉であるので、基準を設定し、その基準に合致させていくかが重要であり、明確な基準設定をのぞむ。</p>	<p>【市政戦略課】</p> <p>本プランは、本市が重点的に取り組む行政改革の指針とするものであり、個別の項目の基準について記載しておりませんが、取組内容の中には、すでに第4次小牧市行政改革推進計画(改訂版)により指標や数値目標が設定されているものもございます。</p> <p>委員ご指摘の職員の定員管理の適正化については、第4次小牧市行政改革推進計画(改訂版)の中で、25年度までに、行政職職員の3%削減、再任用制度を活用した延べ人数として180人が設定されており、市としては当面この目標値を基準として取り組んでまいります。</p>
3	<p>(1) 自治体経営改革 ④ 新たな行政評価の仕組みの構築</p> <p>行政評価市民公開フォーラムとかタウンミーティングとか、今年から市議会の公開の場が設けられます。市民にしてみると、その違いが分かりづらい。市民参加の公開討論会図などで分かりやすくしてほしい。</p>	<p>【市政戦略課】</p> <p>市では直接市民に市政の現状や課題を報告し、市政への理解を深めてもらうことを重視し、本プランの(2)協働改革 ③市民との対話の推進の具体的な取組内容に、「タウンミーティング」、「市民討議会」、「外部評価（行政評価市民公開フォーラム）」を記載しております。</p> <p>これら市民参加型の会議において、違いを分かりやすくするため、会議の開催に際しては分かりやすい広報に努めてまいります。</p>

No.	質問・意見	回答
4	<p>(1) 自治体経営改革 ⑥内部統制（リスクマネジメント）の推進</p> <p>自然災害に関しては、自助共助を活かしながら、最終は公助で安心できる。災害時には訓練したことしかできない。いつきてもいいように備えてほしい。</p>	<p>【市政戦略課】</p> <p>内部統制（リスクマネジメント）とは、職員の不祥事や情報漏えいなど自治体を取り巻く多種多様なリスクについて、事前に想定できるものについて対応策を整えることであり、自然災害や事故などの事後対応を中心とする危機管理とは区別されるものです。</p> <p>委員ご指摘の自然災害への備えについては、本プラン(1) 自治体経営改革②創造性・機動性の高い組織体制の整備の1つとして、平成24年4月に危機管理課を新設し、防災および危機管理体制の強化を図ってまいります。</p>
5	<p>(1) 自治体経営改革 ⑦入札制度改革</p> <p>一時、談合が問題となったこともありましたが、最近ではニュースにもならない状況のなかで、事業者の健全育成も視野に入れ、不正がおきかないような監視システムの確立が急がれる。</p>	<p>【総務課】</p> <p>公共入札におきましては、透明性・競争性・公平性の確保はもちろんのこと、事業者の健全育成についても、配慮が必要であると考えております。また、不正行為の排除につきましては、捜査機関等と連携を強化するなど、適正な入札執行に努めてまいります。</p>
6	<p>(1) 自治体経営改革 ⑦入札制度改革</p> <p>市の入札制度の基準はどのようなものか。入札の対象が広すぎると、身動きがとれなくなり、完成までの期間も長くなるため、一度検討し、仕事をやりやすいように改革すべきである。</p>	<p>【総務課】</p> <p>市の入札制度の基準となる小牧市契約規則については、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき作成しています。入札を行わない契約方法として随意契約があり、地方自治法施行令において、小額の契約や緊急の必要により競争入札に付することができないときなどの9項目について随意契約ができるとしてしております。なお、随意契約の要件に該当しない場合については、入札を行うこととなります。</p>

No.	質問・意見	回答
7	<p>(1) 協働改革 ① 自治基本条例の制定</p> <p>いつまでにどんなメンバーで策定され、どのように推進されるのか概要が知りたい。</p>	<p>【協働推進課】</p> <p>自治基本条例は策定プロセスが重要であり、策定段階から市民が主体となった体制の中で、条例の意義などを十分議論することにより、市民力を活性化する仕組みなど、本市の独自性を盛り込んだ条例を制定していきます。</p> <p>そのため、平成 24 年度には、公募市民からなる「自治基本条例のあり方研究会議」を設立し、約 1 年を目途に報告書のとりまとめを行います。そして、その報告書をもとに条文化を進め、市制施行 60 周年にあたる平成 27 年中の条例施行を目指したいと考えています（制定方針は別紙のとおり）</p>
8	<p>(2) 行政サービス改革 ③ 指定管理者制度の活用</p> <p>現在、企業（市外）が管理している施設での利用者満足がかなり低いところもある。施設ごとの利用者満足度を調査し、評価と費用をリンクさせては。</p>	<p>【市政戦略課】</p> <p>指定管理者制度については、平成 20 年に策定した「指定管理者制度に関する指針」に基づき導入されていますが、現在、指針の改正を進めているところです。</p> <p>ご指摘の利用者満足度と評価の関係については、指針の見直しの中で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定管理者による利用者アンケート実施 ② 市による評価及び改善指導 ③ 評価結果の公表 <p>などを盛り込み、より効果的・効率的な施設の管理運営及び利用者へのサービス向上を図ってまいります。</p>
9	<p>(3) 行政サービス改革 ③ 指定管理者制度の活用</p> <p>民間の力で多様なニーズに対応できることはうれしい。何かあったときの保障をしっかりとしてほしい。病児保育まで広がるとママの心配も減ります。</p>	<p>【市政戦略課】</p> <p>病児保育については、平成 22 年度から「はやしこどもクリニック」に業務委託し、年間約 300 人に利用されておりますが、指定管理者制度を活用した病児保育の実施については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、指定管理者に損害賠償責任保険への加入を義務づけるように、「指定管理者制度に関する指針」の改正を進めているところです。</p>

No.	質問・意見	回答
10	<p>(4) 財政改革 ③ 公共施設のファシリティマネジメントの推進</p> <p>公共施設長寿命化計画とはどのようなものか。</p>	<p>【財政課】</p> <p>公共施設については、建物の躯体や設備に不具合が生じてから修繕を行うのではなく、計画的かつ予防的な修繕（予防保全）を実施することで必要最小限の工事で済み、予算の平準化とコスト縮減が可能となります。</p> <p>既設建物の劣化状況等を踏まえ、目標耐用年数までの改修（修繕）時期等を想定する保全計画及び今後新設する建物の構造や設備等の長寿命化に向けた指針等が長寿命化計画になります。</p>
11	<p>(4) 財政改革 ⑤ 補助金等の見直し</p> <p>特に3 あい事業など継続性のあるものは、補助金のあり方の検討が必要。「使い切ってしまうと損」ではなく、その資金をもとにコミュニティビジネスにつながっていけるモデルケースにも挑戦できるといい。</p>	<p>【財政課】</p> <p>補助金の見直し（下記①②）及び行政評価の結果等を参考に、随時その公益性・必要性・公平性・費用対効果を十分検討した上で、適正な執行に努めております。</p> <p>具体的には、目的を補助対象者等に周知し、目的が達成された補助金・公平性の薄れた補助金を廃止しております。また、新設の補助金は、「終期設定」の徹底を図り固定化及び既得権化を抑制しております。</p> <p>① 毎年当初予算査定時：新設補助金の「終期設定の徹底」を図る。</p> <p>② 5年に1度：補助金全般に対し担当課ヒアリングの実施し、見直しを行った結果を、予算に反映させる。</p>